

社会福祉法人不二福祉事業会
指定短期入所生活介護施設及び指定介護予防短期入所生活介護
五井眺海園ショートステイ事業所運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人不二福祉事業会が設置する指定短期入所生活介護施設五井眺海園（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の施設長、医師、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員、管理栄養士、調理員及び機能訓練指導員の従事者（以下「職員等」という。）が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者の可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保険医療サービス及び福祉を増進することを目的とする事項を行う者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 指定短期入所生活介護施設 五井眺海園

(2) 所在地 愛知県蒲郡市五井町五反田7番地1

(職員等の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員等の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長）1名（常勤兼務）

理事長の命を受け、事業所等の業務を統括し、職員等を指導統括する。

※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務

(2) 医 師 1名以上（非常勤兼務）

利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導を行う。

※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務

- (3) 生活相談員 1 名以上（介護支援専門員と兼務）
入退去における面接手続き事務等と利用者の処遇、苦情相談等に関するを行う。
※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務
- (4) 介護支援専門員 1 名以上（生活相談員と兼務）
要介護申請・調査、施設サービス計画の作成等、家族の苦情・相談に関すること、
他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民の相談業務等を行う。
※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務
- (5) 介護職員 常勤換算 33 名以上（常勤兼務）
利用者の特性を理解し、適切な日常生活の介護及び援助を行う。
※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務
- (6) 看護職員 常勤換算 4 名以上（常勤兼務）
利用者の診療の補助、看護及び保健衛生管理を行う。
※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務
- (7) 管理栄養士 1 名以上（常勤兼務）、栄養士 1 名以上（常勤兼務）
利用者の身体特性に適合した献立の作成、栄養量計算、食事記録、調理指導を行う。
※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務
- (8) 調理員 1 名以上（非常勤兼務）
管理栄養士の作成した献立に基づき、給食調理を行う。
※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務
- (9) 機能訓練指導員 1 名以上（常勤兼務）
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、それに伴う介護職員
への指導等を行う。
※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務
- (10) 事務職員 1 名以上（常勤兼務）
職員の労務管理等その他必要な事務を行う。
※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務
- (11) 介助員 1 名以上（非常勤兼務）
利用者の外出時の補助及び施設運営に関する日常的な雑務を行う。
※特別養護老人ホーム五井眺海園と兼務

(利用定員)

第 5 条 事業所の利用定員は特別養護老人ホームの定員 80 名以内とする（空床利用型）
（ユニットの数及び利用定員）

第 6 条 空床利用型のユニットの数は 8 とし、定員は空床の数とする。（1 ユニットの最大
定員 10 名）
（事業の内容及び利用料等）

第 7 条 施設サービスの内容は次のとおりとし、その利用料の額は、介護報酬の告示上の
額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載
された割合の額とする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を
受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- 1 居住費（ユニット型個室８０室：トイレ、洗面所、冷暖房設備付き）１日当たり２,００６円とする。
- 2 食費（食材費、調理費等を含む。）は、朝食３４５円、昼食５５０円、夕食５５０円を徴収する。
- 3 第９条の通常の事業の実施地域を越えて行う施設サービスに要した費用は、次の額を徴収する。（自動車を使用した送迎）
 - (1) 実施地域を越えた地点から１ｋｍごとに３３円
- 4 理美容代は、１回１,２００円を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 全各項までの費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

（緊急時等における対応方法）

第８条 職員等は、施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者（施設長）に報告しなければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第９条 通常の送迎の実施地域は、蒲郡市内とする。

（施設サービスの利用にあたっての留意事項）

第１０条 職員等は利用者に対して職員等の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行うものとする。

2 職員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行うものとする。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 利用者が特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

（非常災害対策）

第１１条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるために、定期的に避難・救出等訓練を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１２条 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後２ヵ月以内
- (2) その他の研修 年１回以上

2 職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員等であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員等との雇用契約の内容に含めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人不二福祉事業会と事業所の管理者（施設長）との協議に基づいて定めるものとする。

第13条 事業所は、利用者に対する虐待を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業所は施設サービスの提供を行う上で職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は高齢者虐待の防止等に関する法律（平成17年法律第124号）の規定に従い、速やかに市町村等適切な関係機関に通知する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から改正し施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から改正し施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から改正し施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正し施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から改正し施行する。